愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、愛媛県以外の団体が主催する行事に対する愛媛県後援名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認）

第２条　その主催する行事について後援名義を使用しようとする団体は、行事ごとに、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする団体は、原則として当該行事の開始１か月前までに、愛媛県後援名義使用申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、承認を受けようとする団体の過去の承認実績等を勘案して、その一部の提出を要しないものと知事が認める場合は、この限りでない。

⑴　承認を受けようとする団体が国の機関及び地方公共団体以外の団体である場合には、団体の規約・会則・定款、役員名簿、活動状況等当該団体の概要を明らかにする書類

⑵　計画書・企画書、開催要項等後援名義を使用しようとする行事の概要を明らかにする書類

⑶　収支予算書（様式第２号）

⑷　前各号に掲げるもののほか、第３条の欠格条項に該当しないこと及び第４条の承認の基準に該当することを説明するために必要と認める書類

（欠格条項）

第３条　次の各号のいずれかに該当する団体は、前条第１項の承認を受けることができない。

⑴　第９条第１項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体

⑵　過去に第２条第１項の承認を受けた行事のうち第８条に規定する期間の経過後も同条の愛媛県後援名義使用行事実績報告書を知事に提出していないもの（当該承認に付された条件において提出を要しないこととされたものを除く。）がある団体

⑶　その役員又は主要な構成員のうちに、前２号のいずれかに該当する団体の役員又は主要な構成員である者（役員又は主要な構成員であった者を含む。）がある団体

⑷　その役員又は主要な構成員のうちに、拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がある団体

（承認の基準）

第４条　知事は、第２条第１項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の承認をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該承認に後援名義の適切な使用を確保するために必要な条件を付することができる。

(1) 行事の主催団体が、次のいずれかに該当するものであること。

ア　国の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人及びこれらに準ずる団体

イ　地方公共団体、地方独立行政法人及びこれらに準ずる団体

ウ　国際機関、学術研究機関及びこれらに準ずる団体

エ　公益社団法人、公益財団法人その他公益的性格を有する団体（宗教団体及び政治団体を除く。）

オ　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

カ　アからオまでに掲げる団体を主要な構成員とする団体

キ　県と連携協定を締結している団体（当該連携協定の趣旨の実現に積極的に寄与する行事を実施する場合に限る。）

ク　その他の団体で、次のいずれにも該当し、アからキまでに掲げる団体に準じて行事の主催団体として適当な団体と知事が特に認める団体

(ｱ)　団体の存在及び所在地が明確であること。

(ｲ)　定款・規約・会則等の定めがあり、団体意思を表明する代表者及び団体意思を執行する組織・機構が確立していること。

(ｳ)　堅実な活動実績を有し、十分な行事遂行能力を有すると認められること。

(2) 行事の主催団体及びその役員又は主要な構成員が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　過去５年間に不正な手段により、国又は他の地方公共団体から後援等の承認を受け、又は受けようとしたことがないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は愛媛県暴力団排除条例（平成２２年条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団員等と関係がないこと。

(3) 行事の内容が、次のいずれにも適合するものであること。

ア　県行政の推進に積極的に寄与するものであること。

イ　行事（一連の行事を複数の開催地で実施する場合にあっては、一連の行事全体）の効果が全県又はこれに準じた県内の広い地域に及ぶものであること（県行政の推進に特に積極的に寄与するものとして知事が特に認めた事業を除く。）。

ウ　同種又は類似の行事の継続的な開催実績があり、当該行事において重大な事故

等が発生していないこと（県行政の推進に特に積極的に寄与するものとして知事が特に認めた事業を除く。）。

エ　行事の資金計画が適切であり、行事の実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるおそれがないものであること。

オ　個人情報保護・衛生管理・安全確保等について十分な措置が講じられているものであること。

カ　法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反しないものであること。

キ　特定の政治、思想又は宗教の普及啓発その他の活動等に利用されるおそれがないものであること。

ク　特定の団体の宣伝等に利用されるおそれがないものであること。

ケ　キ及びクに掲げるもののほか、後援することにより県行政の中立性が損なわれる印象を県民に与えることその他県の信用を失墜させるおそれがないものであること。

コ　営利を主たる目的としないものであること（有料の場合（物販を伴うもの等を含む。）は、必要経費を除き不当に利益を得るものでないこと。）。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、承認をすることが適当でないと認められる事情がないこと。

２　知事は、第２条第１項の承認の申請に係る審査に当たり必要があると認める場合は、当該申請を行った団体に対し、第２条第２項及び第３項の規定により提出された書類の補正又は必要と認める書類の提出を求めることができる。

（承認等の通知）

第５条　知事は、第２条第１項の承認をしたときは愛媛県後援名義使用承認通知書（様式第３号）により、同項の承認をしないこととしたときは愛媛県後援名義使用不承認通知書（様式第４号）により、当該申請を行った団体にその旨を通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第６条　第２条第１項の承認を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　承認された内容に基づき後援名義を使用すること。

⑵　承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。

⑶　承認を受けた後援名義を使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第７条　第２条第１項の承認を受けた団体は、第２条第１項の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、愛媛県後援名義使用変更申請書（様式第５号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　第４条及び第５条の規定は、前項の変更の承認に準用する。

（実績報告）

第８条　第２条第１項の承認を受けた団体は、同項の承認を受けた行事が終了した場合には、その終了の日から１か月以内に、愛媛県後援名義使用行事実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が、同項の承認に付した条件において提出を要しないこととした場合はこの限りでない。

（承認の取消し）

第９条　知事は、第２条第１項の承認を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

⑴ 第３条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

⑵ 不正の手段により第２条第１項の承認又は第７条第１項の変更の承認を受けたとき。

⑶ 第２条第１項の承認（第７条第１項の変更の承認を含む。）を受けた内容と異なる内容の行事を実施し、又は実施することが明らかとなったとき。

⑷ 第４条第１項後段の規定により承認に付された条件に違反したとき。

⑸ 第６条の規定に違反したとき。

⑹ 前各号に掲げるもののほか、承認を取り消す必要があると知事が認めるとき。

２　知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、愛媛県後援名義承認取消通知書（様式第７号）により、当該承認を受けていた団体に対し、その旨を通知する。

３　知事は、第１項の規定により承認を取り消した場合において、必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

４　知事は、第１項の規定により承認を取り消したときは、当該承認を受けていた団体に対し、当該承認に係る後援名義を記載した物件の回収その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、当該団体の負担とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、後援の承認に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１８日から施行し、令和９年４月１日以降開始される行事に適用する。

様式第１号（第２条第２項関係）　愛媛県後援名義使用申請書

愛媛県後援名義使用申請書

令和　年　月　日

愛媛県知事　○○　○○　様

申請団体　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
名称
代表者の職・氏名

愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱第２条第１項の規定により、下記のとおり愛媛県後援名義の使用の承認を申請します。

申請に当たり、次の事項を誓約します。

① 当団体（役員及び主要な構成員を含む。）は同要綱第３条の欠格条項に該当せず、同要綱第４条第１項第１号及び第２号に該当するものであり、愛媛県後援名義を使用しようとする行事の内容は同項第３号に該当するものであること。

② 承認の上は、同要綱第６条各号に掲げる事項を遵守するとともに、同要綱第９条第１項の規定により承認が取り消された場合は、同条第３項の規定に基づきその旨が公表される場合があることに異存ないこと及び同条第４項の規定に基づく県の求めに応じ当団体の負担により必要な措置を講じること。

記

１　行事の名称	
２　主催者（共催者）	
３　行事の目的	
４　行事の期日	令和　年　月　日（　）　～　令和　年　月　日（　）
５　行事の会場	
６　行事の予定参加者数	
７　他の後援依頼先	
８　入場料・参加費等	
９　出演者･出品者等	
10　行事の概要	
11　その他	
12　連絡先	住　所：〒 職氏名： ＴＥＬ： E-MAIL：

【記入上の注意】

⑴ 「２　主催者（共催者）」については、複数の場合は、全て記入すること。

⑵ 「７　後援依頼先」については、全て記入すること。また、申請中又は決定の別を記入すること。

様式第２号（第２条関係）　収支予算書

収支予算書

行事名　○○○○○○○○○○○

〔収 入〕

項　　目	予　　算　　額	摘　　要　　（積算内訳）
計		

〔支 出〕

項　　目	予　　算　　額	摘　　要　　（積算内訳）
計		

様式第３号（第５条関係）　愛媛県後援名義使用承認通知書

愛媛県後援名義使用承認通知書

第　　号
令和　年　月　日

○○　○○　様

愛媛県知事　○○　○○

令和　年　月　日付けで申請のあった愛媛県後援名義の使用の承認の申請について、下記のとおり（次の条件を付して）承認します。

愛媛県後援名義の使用に当たっては、同要綱第６条各号に掲げる事項を遵守されるよう、お願いします。

記

１　行事の名称	
２　使用期間	承認の日から行事の終了の日まで
３　承認の条件	
４　愛媛県後援名義使用行事実績報告書（様式第６号）の提出の要否	□要　・　□不要
５　その他	

様式第４号（第５条関係）　愛媛県後援名義使用不承認通知書

愛媛県後援名義使用不承認通知書

第　　号
令和　年　月　日

○○　○○　様

愛媛県知事　○○　○○

令和　年　月　日付けで申請のあった愛媛県後援名義の使用の承認の申請については、下記の理由により承認しないこととしましたので、愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱第５条の規定に基づき通知します。

記

様式第５号（第７条第１項関係）　愛媛県後援名義使用変更申請書

愛媛県後援名義使用変更申請書

令和　年　月　日

愛媛県知事　○○　○○　様

申請団体　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
名称
代表者の職・氏名

愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり愛媛県後援名義の使用の変更の承認を申請します。

記

変更の内容	

注　変更の内容を確認できる資料を添付すること。

様式第６号（第８条関係）　愛媛県後援名義使用行事実績報告書

愛媛県後援名義使用行事実績報告書

令和　年　月　日

愛媛県知事　○○　○○　様

申請団体　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
名称
代表者の職・氏名

令和　年　月　日付け　第　号で愛媛県後援名義の承認を受けた行事が終了しましたので、愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　行事の名称	
２　開催期間	令和　年　月　日（　）～令和　年　月　日（　）
３　開催場所	
４　参加人数	主催者等　　人 参加者（応募者、選手、観覧者等）　　人 合　計　　人
５　愛媛県後援名義の使用状況	
６　行事開催の経過及び結果	

【記入上の注意】
「６　行事開催の経過及び結果」については、「別紙のとおり」と記載した上で、申請団体において作成した資料の添付をもって代えることができる。

注　愛媛県後援名義を記載した物件（ポスター・パンフレット等。看板等作成数が限られるものについてはコピー・写真等でも可。）を添付すること。

様式第７号（第９条関係）　愛媛県後援名義使用承認取消通知書

愛媛県後援名義使用承認取消通知書

第　　号
令和　年　月　日

○○　○○　様

愛媛県知事　○○　○○

愛媛県後援名義の使用の承認に関する要綱第９条第１項の規定により、愛媛県の後援名義の使用の承認を取り消します。

取消理由	